

令和6年11月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和6年11月8日（金）午後1時10分から午後2時46分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第38号） 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
（教育局）

日程第 2（議案第39号） 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について（学校教育部）

日程第 3（議案第40号） 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部
を改正する条例について（教育局）

日程第 4（議案第41号） 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について（学校教育部）

日程第 5（議案第42号） 相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について
（生涯学習部）

日程第 6（議案第43号） 事業契約について（（仮称）北部学校給食センター整備・
運営事業）（教育局）

日程第 7（議案第44号） 事業契約について（（仮称）南部学校給食センター整備・
運営事業）（教育局）

日程第 8（議案第45号） 令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
（第4号）について（教育局）

日程第 9（議案第46号） 令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
（第5号）について（教育局）

日程第10（議案第47号） 相模原市立学校の教職員の人事について（学校教育部）

4. 報告案件

日程第11（報告第27号） 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申につ
いて（学校教育課）

日程第12（報告第28号） 専決処分の報告について（学校教育課）

○出席者（6名）

教 育 長	鈴木英之
教育長職務代理者	小泉和義
委 員	平岩夏木
委 員	岩田美香
委 員	宇田川久美子
委 員	白石卓之

○説明のために出席した者

教 育 局 長	河崎利之	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	有本秀美
学 校 教 育 部 長	農上勝也	生涯学習部長	鈴木秀太郎
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	沖本健二	教育総務室総括副主幹 （総務企画班）	的場秀剛
教育総務室総括副主幹 （人事給与班）	角田直樹	学校給食課長	高尾将治
学校給食課総括副主幹 （給食経理班）	吉成弘枝	学校給食課総括副主幹 （企画推進班）	林 壮 太
学校給食課総括副主幹 （給食運営改善班）	宮崎信広	学 校 教 育 課 長	三谷将史
学校教育課総括副主幹 （総務班）	皆川芳朗	学校教育課総括副主幹 （人権・児童生徒指導班）	西内一裕
学校教育課指導主事	渡辺基広	教職員人事課長	辻野 宏
教職員人事課担当課長 （人事班）	黒川貴志	教職員給与厚生課長	浅川路子
教職員給与厚生課担当課長 （給与班）	土屋光一郎	学 校 施 設 課 長	布川 享
生涯学習部参事 兼博物館長	並木さとみ	博物館総括副主幹 （企画情報班）	河本雅人
博物館総括副主幹 （学芸班）	秋山幸也		

○事務局職員出席者

教育総務室主査	栗原明伸
---------	------

□開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和6年相模原市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と私、鈴木を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。本日の会議の日程1、議案第38号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」から日程10、議題第47、「相模原市立学校の教職員の人事について」まで、会員規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程1から日程10までは公開しない会議といたします。なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

□相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について

◎鈴木教育長 はじめに、日程11、報告第27号、「相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○三谷学校教育課長 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。

本答申書ですけれども、教育委員会から令和6年7月16日付で諮問した事項につきまして、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。本答申につきましては、今後、市のホームページで公表いたします。

それでは、別紙をご覧ください。

諮問事項1、市が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について、諮問事項2、市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について、答申をいただいているところでございます。

それでは答申書をご覧ください。

まず、3ページをご覧くださいたく存じます。

3ページ以降に二つの諮問事項における提言について、いじめ防止等の目的別に記載してございます。

なお、各項目の後ろにございます【】の番号、例えば3ページ、ア、教職員研修の充実の【3】、この番号ですけれども、後ろに添付してございます参考資料の1ページ、令和5年度相模原市いじめ防止等のための基本施策掲載事業等一覧、これは各課で取り組んでいるいじめ防止の施策で、市の主な事業等の番号がついていますけれども、そこと対応している番号でございます。

それでは、別紙の3ページにお戻りください。

諮問事項1に関する主な提言といたしまして、(1)いじめの未然防止につきましては、ア、教職員研修の充実として、いじめの防止等に関する教職員の理解を高めていく必要があり、特に、新任教諭についてはいじめ防止等に特化した研修を年度の早い段階で実施し、理解することが重要である、と示されております。

続きまして、4ページをご覧ください。

(2)いじめの早期発見につきましては、ア、相談体制の充実及び学校との連携といたしまして、相談窓口についての更なる周知を行うとともに、SNS等を使った相談窓口の充実に努める必要があることとすとか、いじめの相談を受けた各機関においては個人情報の扱いを踏まえながら適切な連携を図っていただきたい、と示されてございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

(4)その他につきましては、ア、教員が児童生徒と向き合える環境の確保として、教員の業務量の多さに加え、教員不足から児童支援専任教諭が担任等と兼ねている学校も多く見られることから、児童生徒の観察や組織的対応が難しい状況もうかがえる。教員不足の解消に向け、教員志望者に対し、相模原市の教育に興味や関心を持っていただけるように情報発信を行い、校内支援体制の充実に努めていただきたいと示されてございます。

教育委員会といたしましても、現在、いじめ対応マニュアルの改訂などを進めているところでございますけれども、いじめの早期発見から対処に当たりまして教職員の理解を深め、学校の組織的な対応力向上につながるものとなるよう努めているところでございます。

続きまして、諮問事項2、市立小中学校等が令和5年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についてでございます。

(1)いじめの未然防止につきましては、ア、積極的な児童生徒指導への転換といたし

まして、積極的な先手型の「常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導」へ転換することがいじめの未然防止につながる。児童生徒の成長を促し、自己実現を支えていく学級学校づくりを進めていただきたい、と示されてございます。

続きまして、6ページの（２）、いじめの早期発見につきましては、ア、アンケートの活用として、教職員は日頃から児童生徒の観察や面談等を通じて児童生徒理解に努めているが、アンケート調査と併用することにより、より多角的な児童生徒理解につながり、いじめの早期発見にも有効であることや、いじめの初期段階での困りが引き出せるように、アンケート内容については教育委員会と連携し見直していくことが必要である、と示されております。

本市の状況といたしましては、いじめ発見のきっかけは本人及び保護者からの訴えが全体の半分以上の割合を占めておりまして、これは日頃から学校と児童及び保護者の信頼関係が築けているものと捉えておりますが、子どものいじめに対する訴えをより幅広く収集できるよう、アンケート内容の見直しやいじめの定義等について、担当者会や学校訪問研修等で周知徹底に努めてまいります。

参考資料2をご覧いただきたいと思えます。

こちら、スケジュールでございますけれども、今後、本答申の内容につきましては市の関係各課、機関に対して周知してまいります。その際、本審議会からの提言を踏まえた施策の実現に努め、いじめの未然防止、早期発見対処の目的に対して、振り返り及び次年度の施策に反映されるよう依頼してまいります。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

◎小泉教育長職務代理者 内容的には本当にそのとおりだなというところが多いのですが、今、行政間では周知をするということなのではございますけれども、学校に対してこの答申書の中身であるとかそういったものの啓蒙はするのでしょうか。

◎三谷学校教育課長 学校に対しましては、担当者会等で周知してまいります。

◎白石委員 先日、いじめ防止フォーラムに参加させていただきましたけれども、そこで出た子どもたちからの意見であるとか、そういうことはこちらのいじめに関する審議会にも報告されてはいらっしゃるのでしょうか。

○三谷学校教育課長 この審議会、今年の夏に行ったものでございますので、昨年度の内容は報告させていただいているところでございます。また来年度につきましても、今年度行われたことについては報告させていただく予定でございます。

◎鈴木教育長 よろしいですか。

この件については終わらせていただきます。

□専決処分の報告について

◎鈴木教育長 次に、日程12、報告第28号、「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○三谷学校教育課長 報告第28号についてご説明申し上げます。

市立中学校の管理下で生じた事故に係る損害賠償額の決定について報告するものでございます。

お手元の資料2枚目、専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和6年6月29日午後1時頃、相模原市緑区内の市立中学校屋外運動場において、課外活動で軟式野球をしていた際、生徒が打ったボールが防球ネットを越え、隣接する住宅の敷地内に駐車していた被害者の小型乗用車に当たり、ルーフを破損させたものでございます。

本市の責任割合につきましては、記載のとおり100%でございます。

損害賠償額につきましては、本件事故で破損した小型乗用車の修理費、修理期間中のレンタカー費用の合計額として32万9,923円でございます。

表の下段部分でございますけれども、再発防止策といたしまして、本件事故について打合せの場で全教職員に共有するとともに、同様の事故が発生しないよう、学校長から教職員に対し、部活動で打撃練習やノックを行う際は住宅側を背にすること、打ち損じや暴投を敷地内から出さないためにネットから距離を取って練習を行うこと等、練習場所や方法について指導をいたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎岩田委員 これ、もちろん再発防止策のところであらうというハウツーというやり方みたいなところの工夫もそうなのですが、ハード面はもうこれ以上整えようがないのでしょうか。

○三谷学校教育課長 現在のところ、ハード面について、検討はもちろんしているところではございますけれども、具体的な状況として今動いているというところではございません。

◎白石委員 これは何か普段と違うやり方、練習方法をしていたのでしょうか。それとも日常と同じことをやっていて、こういうことが起きてしまったということでしょうか。

○三谷学校教育課長 普段よりも少しネット寄りというところではございましたので、再発防止としてネットから離れて行うということを指導したものでございます。

以上でございます。

◎鈴木教育長 先ほど岩田委員からお話ありましたが、仮に当該学校の屋外運動場が試合会場になった場合、同じようなことが起こる可能性があるので、できるできないは別にして施設的に何か対応ができるのか、検討した方がいいかなという感じがします。

では、この件はこれで終わらせていただきます。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

10月20日、日曜日、さがみ風っ子教師塾の第16期生の入塾式がありました。

また、10月24日、令和6年度神奈川県都市教育長協議会の総会。

10月25日は、さがみ風っ子展を巡視させていただきましたが、本当に小学校1年生の作品から中学校3年生までの作品を見ると、保護者の方は気づかないかもしれないけれども、本当に1日1日子どもたちが成長しているのだなということを実感いたしました。

10月31日、大野台中学校の50周年の記念式典、また、11月2日、緑が丘中学校の創立50周年記念式典ということで、今年度5校が50周年を迎えました。昨年も5校、来年も5校ということで、この昭和50年前後というのは、毎年5校ずつくらい小中学校をつくっていた年で、非常に人口が増えて苦勞した年だったのだろうなということを実感しましたが、逆に今見ると本当に少子化が進んでいるなど。

11月3日、相模原市民文化祭の表彰式に出席しました。

11月5日には市町村教育長会連合会に出席しまして、やはり今話題になっている一人1台のタブレットの更新についてどうするのかということと、あと回線がつながりにくい学校が多いということについて、各市町村の教育長から話がありました。

11月6日には保健衛生功勞者の表彰式に出席しました。

今日、午前中は小泉職務代理と白石委員と一緒に、関東地区の教育研究所連盟の研究発表大会に出席をしたところです。

以上です。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は12月26日、木曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 それでは、次回の会議は12月26日、木曜日、午後2時からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

(休憩・13:26～13:28)

□相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程1、議案第38号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○沖本教育総務室長 議案第38号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本議案は、新たな行政課題への的確に対応し効果的な行政運営を推進するため、職員の定数に係る規定の改正について提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙の裏面をご覧ください。

相模原市職員定数条例の改正の概要でございます。表の下段の教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の定数でございますが、事務局及び学校以外の教育機関等の職員を34名増するものでございます。

次のページの参考資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

この増員の34人の内訳でございますが、教育相談・相談支援体制の強化に2名、就学相談への対応の強化に2名、教育DXの推進に2名、職場環境の改善等への対応に13名、その他に15名、合計34名となっております。

2枚目の別紙の裏面にお戻りください。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎岩田委員 その他15名って、具体的にどんなことをするのか教えてください。

○沖本教育総務室長 様々な教育委員会の中から、それぞれの事業について増員要望がございまして、それに対して全体として15名ということになります。

◎白石委員 全体的に420人増えて、結構定数が増えたなという気がしているのですけれども、その中で教育委員会については34人ということですが、様々な部署から定数増の要求が出てきていると思うのですが、それはほぼかなえられたのでしょうか。

○沖本教育総務室長 教育委員会からの要望をかなり認めていただいているという感覚でございまして。この人数につきましては、来年すぐその分増えるということではなくて、あくまで定数ですので、定数管理計画の中での上限という形になりますので、令和7年度にどういう部署に何人ということは今からでございます。

◎鈴木教育長 事務局は確かに34人増えているのですが、学校の教職員については子どもの数が減るので、規定定数だから削減ができるのではないかとということもありましたが、支援級の数が増えているので、そこを加味して増減なしとしています。

○沖本教育総務室長 教育長のおっしゃるとおり、児童生徒の減に対して支援級の増というところで、そういった判断だと思われまして。

○角田教育総務室総括副主幹 ただいまの件について若干補足させていただきますが、定数管理計画は、人事・給与課の方で定めております。定数管理計画の中ではそういった児童生徒の減少などに伴って、定数管理計画の中では、教諭の人数に関してはマイナス10人を予定しているような状況でございます。

◎鈴木教育長 よろしいですか。

これより採決を行います。

議案第38号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

□相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

□相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 次に、日程2、議案第39号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、日程3、議案第40号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は関連いたしますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後、個別で採決を行います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○農上学校教育部長 はじめに、議案第39号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は本市人事委員会の職員の給与等に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正、その他所要の改正をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました関係資料を1枚おめくりいただき、右ページの下段(3)をご覧くださいと存じます。

今回の意見聴取の対象となります相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

教育職給料表及び学校事務職給料表について、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告等を勘案し、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、全級、全号について給料月額を引き上げるものでございまして、教育職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額1万1,049円、改定率にいたしますと平均3.28%の増額改定を、また、学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額1万411円、改定率にいたしますと平均3.61%の増額改定を行うものでございます。

また、最終ページ2の施行期日等につきましては、令和6年12月1日とするものでございますが、ただいまご説明いたしました1の(3)の規定につきましては、令和6年4月1日に遡り適用するものでございます。

恐れ入りますが、関係資料の1ページ目にお戻りください。

下段のイ、期末手当の支給割合の改定につきましては、期末手当の合計を0.05月引き上げるものでございまして、教育職給料表及び学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましても同様に引き上げとなるものでございます。

また、裏面の中段、ウ、勤勉手当の支給割合の改定につきましても、勤勉手当の合計を0.05月引き上げるものでございまして、教育職給料表及び学校事務職給料表の適用を

受ける職員につきましても同様に引き上げとなるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

○**沖本教育総務室長** 次に、議案第40号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

資料の2枚目、別紙の裏面をご覧ください。

改正の内容といたしましては、教育長を含む市長と常勤の特別職の期末手当の年間支給割合を現行の3.35月から0.05月引き上げ、3.4月とするものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎**鈴木教育長** 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

これは、国が進めている処遇改善とは別のものですよね。

○**浅川教職員給与厚生課長** 今、教育長がおっしゃいましたとおり、国が進めている処遇改善とはまた別のものでございまして、通常の勧告となっております。

◎**鈴木教育長** 国がいろいろ決めたときには、また反映するというところでよろしいでしょうか。

○**浅川教職員給与厚生課長** そのとおりでございます。

◎**鈴木教育長** よろしいでしょうか。

これより採決を行います。議案第39号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**鈴木教育長** ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**鈴木教育長** ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

**□相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について**

◎鈴木教育長 それでは、次に、日程４、議案第４１号、「相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○農上学校教育部長 議案第４１号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案をご覧ください。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の委員の報酬の額に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

お手元の資料２枚目、別紙の裏面、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要をご覧ください。

１、改正の内容についてでございますが、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の委員の報酬額について、現行の日額１万２，６００円から日額２万円に改正するものでございます。

ただし、２時間を超えて調査審議を行った場合の報酬額は、１時間につき１万円を２万円に加算して得た額とします。なお、報酬の上限額は８万円です。

２、施行期日等についてでございますが、施行期日につきましては、施行日を令和７年４月１日とするものでございます。

また、（２）経過措置でございますが、改正後の報酬額は施行日である令和７年４月１日以後に職務に従事した相模原市子どものいじめに関する調査委員会の委員に支給する報酬の額について適用し、同日前に従事した委員に支給する報酬の額については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で、議案第４１号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎岩田委員 現行と改正後の差が激しいなと思いました。経過措置により、現行の金額の人と改正後の金額になる人が混在するということでしょうか。

○三谷学校教育課長 まず、金額の部分でございますけれども、他市等と比較すると、本市の今までの金額が低かったことから見直すものでございます。

また、経過措置の部分ですけれども、混在するということはございません。ただし、同時に、例えば2つの調査委員会が別の案件で行われて、これまでのものが継続しているという場合については、そういった状況も考えられるかなということがございます。

以上でございます。

○河崎教育局長 補足で説明させていただきますけれども、表の下のところに※で、ここで同時期に市長部局、こども・若者未来局の方で、子どものいじめに関する再調査委員会、こちらを設置する議案をこの市議会12月定例会議で出させていただきます。先ほど課長の方からも説明ありましたが、他都市の状況が時間当たり1時間1万円というような状況が主流の中で、本市の報酬額が低いという状況がございました。こういった関係がありまして、この時期に報酬額の改定の提案をさせていただくものでございます。

また、3月まで仮に調査委員会を開いた場合には、現行の1万2,600円になりますが、特に委員の変更等ございませんので、4月になったら同じ委員さんに2万円の報酬額をこちらからお支払いするという形になります。

◎鈴木教育長 当初想定していた以上の時間を要するケースが多く、なかなか報酬の額と実際の働いている時間が合っていないことがありましたので、今回改正するものです。

よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第41号、「相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第41号は可決されました。

□相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 次に、日程5、議案第42号、「相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○鈴木生涯学習部長 議案第42号、相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案をご覧ください。

本議案は、相模原市立博物館の観覧料に係る規定の改正、並びに定期観覧に係る観覧券の交付等に係る規定及び特別席の料金に係る規定の追加について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により提案をするものです。

議案を1枚おめくりいただいた後に添付されている別紙が、市議会へ提出予定の議案及び関係資料となります。

別紙4ページ目の関係資料で改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

1の改正の内容の(1)観覧料に係る規定の改正につきましては、利用者がプラネタリウムコンサートなど特別な催しを観覧しようとするときは、教育委員会がその都度定める観覧料を納付しなければならないこととするものです。

(2)定期観覧に係る観覧券の交付等に係る規定の追加につきましては、アとしてプラネタリウム投影及び全天周映画の定期観覧に係る定期券を交付することとするものです。定期観覧に係る観覧料は表にございますとおり、個人を対象に1年につき大人2,000円、小人800円です。定期券の再交付、不正利用への対応に関しましては、イとウに記載のとおりです。

(3)特別席の料金に係る規定の追加につきましては、アとして特別席を利用する場合、表にありますとおり、観覧料とは別にシングルは300円、ダブルは600円の料金をいただくものです。また、イとして料金は前納とするものです。

2の施行期日でございますが、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日とするものです。

改正の概要につきましては以上でございますが、改正に係る補足について、参考資料でご説明申し上げます。

3番の項目をご覧ください。

定期券の事前交付についてでございますが、定期券の交付を開始する時期につきましては、令和7年7月中旬を予定しておりますプラネタリウムリニューアルオープンの際に、窓口混乱を避けるため事前交付を行うこととしています。なお、事前交付の申込みはインターネットによる受付を検討しております。

以上、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいた

します。

◎白石委員 1回の観覧だと幾らになるのでしょうか。

○並木博物館長 1回の料金が大人500円、子ども200円となっております。

◎白石委員 新しいプラネタリウムになって、要は日本一のプラネタリウムがある博物館になるということで、結構市外から観覧者も来られるのではないかなと。そんな中で、定期券が2,000円で1年間となると常連さんが常時、常態化しないかなというのが心配です。席は今までより減るのですか。

○並木博物館長 席は全体で200席となります。今、210席ですので、多少減る感じではございます。

◎白石委員 そうですね。今、言ったような、要は本当に見たい市民の人たちが、観覧者がいっぱいで見られないというようなことが起きないかなというのはちょっと気になりました。

◎鈴木教育長 白石委員が懸念されている定期券を結構な人数の方が買われて、一斉に来られたときに優先順位は何かあるのでしょうか。

○並木博物館長 基本的には先着順というか、来た順番に入っていただくことになると思いますが、現在、開館当時から30年経っておりますが、満席になることは基本的にあまりないので、パスポートを導入しても満席で入れないという状況が生まれないと考えてはいます。

◎鈴木教育長 今までは1枚1枚だったけど、定期券だとお金がそんなにかからず負担なく居ることができるから、相当な人が来られてしまうのではないかと、今までは確かに埋まらなかったかもしれないですが。

○並木博物館長 パスポートの制度を実施している他市へ確認したところ、1人当たりの利用回数は年間で4回から5回ということを知っておりますので、その他市の状況も鑑みながら、今回のパスポートの値段設定をさせていただきました。

○河本博物館総括副主幹 今の説明の補足ということで説明させていただきますけれども、現状の稼働率につきましては、土日祝日で大体30%になります。それから、平日で7.2%ということですので、仮に年間パスポートのヘビーユーザーの方がたくさんいらっしゃったとしても、その他の観覧者の方を阻害する可能性は低いと考えております。

◎平岩委員 今回、定期券を導入した理由というのはどこにあるのでしょうか。

○並木博物館長 年間パスポートを導入する目的ですが、利用者の利便性を高めるということと、宇宙への魅力に触れる機会を充実させ、より多くの方にプラネタリウムを利用していただくことを目的としております。

その効果といたしましては、シティプロモーションや地域の活性化、市内の子ども施設の無料化と合わせた相乗効果などを挙げております。

以上でございます。

◎平岩委員 利便性ですか。市の施設なので、こういう考え方は違うのかもしれませんが、新しく素晴らしいプラネタリウムが入って、入館者を増やして、收入的にも増やさなければいけないという中で、今、導入した理由は利便性ということでしたけど、観覧者でいっぱいにはならないだろうとか、そういった見込みをしているというのがちょっと矛盾しているような気がしました。これを導入して、多くの人たちに来てもらおうよという、何かそういったところがちょっと見えてこないのですが、その辺はどうなのでしょう。

○河崎教育局長 先ほど説明がありましたけども、冒頭質問をいただきましたが、やはり観覧者でいっぱいになってあふれるということがあったらうれしい悲鳴になるのですが、現状、土日や平日の稼働率の状況を見ると想定はしにくい状況です。せっかく日本一・世界一と言われるようなプラネタリウムに更新するからには、やはり多くの市外からの来街者も含めて多くの方に来館していただきたいというところで、こういったまず年間パスポート制を導入するとともに、少しでもくつろいだとか、いい環境の席ということで特別席を設けました。年間パスポートの導入と特別席を設けることによってリピーターを増やしたい、稼働率を少しでも増やしたいという意図で、こういったちょっと特別な対応、これまでなかった対応をさせていただくものでございます。

現行、他市の状況も踏まえて、年間パスポート、大体1回の料金の4倍程度が民間、他の公立の博物館・プラネタリウムの状況でございましたので、こういった料金設定をまずはさせていただいたところでございます。当然、いろいろなご心配いただいた点で、年間パスポートが想定よりも売れて、通常の来館者の観覧を阻害するような、そういった状況になったときには改めて年間パスポートの料金設定の見直しですとか、そういったところの検討はさせていただこうかなとは思っていますが、まずは来館者を増やす取組の一環として、こういった対応を今回提案させていただいているものでございます。

◎平岩委員 定期券の販売枚数の上限というのはあるのですか。

○並木博物館長 年間パスポートの枚数について、上限数については決まっておりますが、

想定している枚数としましては2000枚です。

◎小泉教育長職務代理者 その年パスの販売期間みたいなのは設定してあるのですか。

あと、特別席、くつろいだいい環境という話ですが、映画でいうプレミアムシートみたいな感じなのですかね。そこを教えてください。

○並木博物館長 年間パスポートについては、いつでも発行できるものとしております。

特別席についてですけれど、座席の幅がほかの席は55センチであるのに対して、特別席は65センチと幅広く、フットレストですとか電動のリクライニングがつくなどプラネタリウムの中で快適で見やすい環境となっております。

◎白石委員 特別席は何席ぐらいあるのでしょうか。

○並木博物館長 特別席は一人掛けのシングルが3席と、二人掛けのダブルが1席となっております。

◎鈴木教育長 委員さんからの懸念は、日本初というか、世界初のハイブリッド型のプラネタリウムになることによって、多くの方が来たときに、当日来た方はもう入れませんか、そういうことが起こる可能性があるということ。

○並木博物館長 本当にそうならば、私たちのもくろみが外れて逆にとてもうれしい悲鳴になると思うのですけれど。元々プラネタリウムの投影に関しましては、今、申しましたとおり、今までの30年間かけたもので試算はしております。想定よりも観覧者の数が多くてということであれば、例えば観覧のプログラムの時間とかそういうことを見直すなど、柔軟な対応をしていければと思っております。

◎鈴木教育長 利用申込み等、そういう状況を見て、本当に1日にできるプログラムなんかも検討しておいた方がいいのではないかなという感じはしますのでお願いします。

◎白石委員 来たら、1日居てしまいそうな気がしますね。

◎鈴木教育長 実際に1日いることはできるのですよね。朝から夕方まで。

◎白石委員 1日何本ぐらいありましたっけ。

○並木博物館長 現在は土日祝日の日は4回、平日は2回の投影になっております。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第42号、「相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

ただ、事務局の方でいただいた意見について検討をお願いします。

ここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

(休憩・14:04～14:07)

□事業契約について((仮称)北部学校給食センター整備・運営事業)

□事業契約について((仮称)南部学校給食センター整備・運営事業)

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程6、議案第43号、「事業契約について((仮称)北部学校給食センター整備・運営事業)」、日程7、議案第44号、「事業契約について((仮称)南部学校給食センター整備・運営事業)」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に、個別に採決を行います。事務局より説明をお願いいたします。

○有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第43号及び議案第44号につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第43号、事業契約につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約の締結について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

事業契約の内容につきましては、別紙にてご説明申し上げます。

別紙の1ページをご覧ください。

2の事業の場所は、相模原市緑区大島1229番75ほかで、(仮称)北部学校給食センターの位置につきましては、4ページの関係資料その2の案内図をご参照いただきたいと思います。

別紙1にお戻りいただきまして、3の契約金額は141億5,252万8,199円で、4の契約の相手方は株式会社相模原学校給食サービスです。

5の契約期間は本契約締結の日から令和23年7月31日までで、6の契約締結の方法は条件付一般競争入札を総合評価方式で行ったものです。

2ページの関係資料(その1)をご覧ください。

事業の概要ですが、1の事業内容は(仮称)北部学校給食センターの整備、開業準備、維持管理及び運営、並びに中学校配膳室の改修及び運営です。

2の事業方式は、いわゆるPFI法の規定により選定した民間事業者が本施設の設計・建設を行った後、本市に施設の所有権を移転し、本施設の開業準備並びに維持管理及び運営を行う方式です。

3の本施設の概要につきましては、敷地面積は約9,800平方メートル。供給能力は1日当たり8,000食程度。配送対象校は大沢中学校ほか9校です。

4の事業者が行う主な事業につきましては、ご覧のとおりです。

契約の相手方の概要につきましては、5ページの関係資料(その3)を、入札状況につきましては、7ページの関係資料(その4)をそれぞれご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第44号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約の締結について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

事業契約の内容につきましては、別紙にてご説明申し上げます。

2の事業の場所は、相模原市南区古淵5丁目3153番ほかで、給食センターの位置につきましては、同じく4ページの案内図をご参照いただきたいと思います。

3の契約金額は166億1,469万5,835円で、4の契約の相手方は株式会社さがみ南部給食センターです。5の契約期間、6の契約締結の方法は、先ほどご説明いたしました北部の給食センターと同様となっております。

2ページ目の関係資料(その1)をご覧ください。

事業の概要ですが、こちらも基本的には北部の給食センターと同様の内容となっております。また、北部の給食センターと異なる点といたしましては、1の事業の内容が(仮称)南部学校給食センターとなっていること。また、3の本施設の概要の(2)供給能力につきまして、南部の方は1日当たり9,000食程度、配送対象校は大野北中学校ほか16校です。

契約の相手方の概要、入札状況につきましては、関係資料をそれぞれご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第43号及び議案第44号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 確認ですけれども、この契約金額って先ほどもありましたけど、

建物の設計から工事、あとは給食を実際に供給する、そういったところも含めてということですよ。

あと、それが令和23年7月31日までの総額ということになるのでしょうか。

○高尾学校給食課長 そのとおりでございます。令和23年の7月末までの設計・工事から給食の調理・配送、施設の運営等を全て含めた金額でございます。

◎小泉教育長職務代理者 端的に言えば、関係資料の2ページの民間事業者が行う主な業務が施設の整備、開業準備、やっている間の維持管理や運營業務ということで、ここに運営でいえば配送とか回収、あるいは災害時における炊き出しというものも含めてこの期間でやっていただきますという総額になるということですね。

◎鈴木教育長 よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第43号、「事業契約について((仮称)北部学校給食センター整備・運營業業)」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

次に、議案第44号、「事業契約について((仮称)南部学校給食センター整備・運營業業)」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

□令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について

□令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について

◎鈴木教育長 次に、日程8、議案第45号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について」、日程9、議案第46号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別に採決を行います。事務局より説明をお願いします。

○農上学校教育部長 議案第45号及び議案第46号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、議案第45号、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第

4号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案第45号、別紙、令和6年度相模原市一般会計補正予算(第4号)教育委員会所掌分の2ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。款50教育費についてでございますが、補正前の歳出予算額、計558億6,734万円から9億8,419万円を増額し、計568億5,153万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容についてご説明申し上げます。款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費、4ページの項18幼稚園費、目5幼稚園費及び項20社会教育費、目5社会教育総務費のそれぞれの説明欄1、職員給与費でございますが、人事委員会勧告に対応するため、職員の給与等を増額するとともに、その対応に関連して会計年度任用職員の給与を増額するものです。

2ページにお戻りいただきたく存じます。

項10小学校費、目5学校管理費及び項15中学校費、目5学校管理費のそれぞれの説明欄1、職員給与費でございますが、人事委員会勧告に対応するため、市立小中学校に勤務する職員の給与等を増額するものです。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第46号、令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案第46号、別紙、令和6年度相模原市一般会計補正予算(第5号)教育委員会所掌分の8ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。款50教育費につきましては、補正前の歳出予算額568億5,153万円から5億4,040万円を減額し、計563億1,113万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容についてご説明申し上げます。款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費、説明欄1、給付型奨学金につきましては、令和6年度税制改正に伴う定額減税の実施により、奨学金の資格要件を満たす対象者が増額したことに伴い増額するものです。説明欄2、学校給食費管理事業につきましては、物価高騰に伴い、学校給食の食材費が当初の見込みを上回ることから増額するものです。

次に、項10小学校費、目20学校建設費、説明欄1、小学校校舎改造事業及び説明欄2、淵野辺小学校校舎増改築事業継続費につきましては、淵野辺小学校校舎増改築工事に

係る準備工事の入札不調に伴う事業スケジュールの変更により減額するものです。

項15中学校費、目10学校保健費、説明欄1、中学校完全給食推進事業につきましては、物価高騰に伴い、中学校デリバリー給食における食材費が当初の見込みを上回ることから支援するものです。

次に、関連する歳入につきましてご説明申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと存じます。

款90市債、項5市債、目40教育債につきましては、先ほどご説明させていただきました淵野辺小学校校舎増改築事業に係る緊急防災・減災事業債を減額するものです。

次に、継続費補正につきましてご説明申し上げます。

1ページにお戻りいただきたいと存じます。

款50教育費、項10小学校費につきましては、淵野辺小学校校舎増改築事業について、淵野辺小学校校舎増改築工事に係る準備工事の入札不調に伴う事業スケジュールの変更により、現行の設定を廃止し、新たに令和6年度から令和9年度までの継続費を設定するものです。

次に、債務負担行為につきましてご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

SDGsスタディツアー事業、小中学校運営費及び校外活動費につきましては、SDGsに関連する施設見学ツアー、水泳授業及び校外活動に係るバスの借上げについて、令和6年度中に着手する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

小中学校校舎改造事業及び小中学校工事設計等委託につきましては、学校施設長寿命化計画に基づく改修工事等について、発注・契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

給食配膳室整備事業につきましては、中学校給食配膳室の改修工事等について、発注・契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

空調設備整備事業につきましては、小中学校の屋内運動場への空調設備設置等について、発注・契約を前倒しして実施するため、債務負担行為を設定するものです。

次に、関連する地方債補正につきましてご説明申し上げます。

下段の教育債につきましては、先ほどご説明させていただきました淵野辺小学校校舎増改築事業に係る起債額を減額するものでございます。

以上で、議案第45号及び議案第46号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 議案第46号で淵野辺小学校校舎増改築工事に係る準備工事の入札不調と説明いただいたのですけれども、どんな内容かということと、その不調に終わったことによって学校運営に支障があるかないかというところはいかがでしょうか。

◎布川学校施設課長 不調で終わったというのは、準備工事というものになるのですけれども、今回提案させていただいている継続費、令和6年から7年を兼ねていまして、小学校の校舎を改築するという形でやっておりました。準備工事は、本来の工事ではなく、事前にやる工事のことで、年度当初に発注を予定していたのですけれども、いわゆる入札不調という形で業者が決まらなくなってしまいまして、それで改築工事が執行できないという事態になってしまいました。

◎鈴木教育長 その不調の理由というのは応札がなかったということですか。

◎布川学校施設課長 応札はあったのですけれども、金額が高いというところで。

なので、今回はスケジュールの見直しをさせていただいて、実は工事そのものの入札をもう一度かけても恐らくこの準備工事というところが、大方決まらないだろうと想像していますので、本体工事と組み合わせて、もう1回発注をしたらどうか、もしかしたら入札があるのではないかとこのところで工事のスケジュールですとか、工期を見直し、年度を設定しております。

◎鈴木教育長 小泉委員からもう一つあった話で、子どもの数が増えていて、令和6・7年でやろうとしたのを延ばすということで、学校への影響はどのようなのですか。

◎布川学校施設課長 元々既存のB1棟を使っている子どもたちは、仮設校舎の方で授業を行うなどの対応をさせていただいております。クラス数が増えることになっても、基本的には仮設校舎ですとかそういったところに対応していきたいとは思っております。学校全体として教室が足りないということはないようにしていただきます。

◎小泉教育長職務代理者 何らかの影響があるということですよ。

◎布川学校施設課長 そのとおりでございます。

先ほどの1ページをご覧ください、下の方の廃止となっているところが、元々のスケジュールです。今回、再度挙げさせてもらっているものが上段にあります追加ということで、令和9年度までの工事としてありますので、そういった意味では、学校にご不便を

かけている状況です。

○農上学校教育部長 補足させていただきます。学校の教育活動への影響でございますが、工事等によって、校庭がかなり狭い部分しか使えなくなりますので、そこにつきましては、隣にあります大野北中学校の校庭を使わせていただいて体育を行うということを調整しております。

また、スケジュールが変わる中で年度途中の教室移動とか、そういったことも生じるのですが、特別支援学級の教室の移動ですとか、職員室の移動、そういったことも一つひとつ学校側の要望を受けながら、担当課の方で調整をさせていただいているところです。

以上でございます。

◎鈴木教育長 ほかに、よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第45号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

次に、議案第46号、「令和6年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第46号は可決されました。

ここで、再度、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

(休憩・14:36～14:38)

□相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

□閉 会

午後 2 時 4 6 分 閉会